



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会  
(4月定例会)



日時：令和4年4月18日（月）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川県警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川県警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川県消防署)

4 議題

- (1) 令和4年執行 第26回参議院議員通常選挙について  
【協力依頼】(総務課)
- (2) 令和4年度共助推進事業について  
【情報提供】(総務課)
- (3) Jアラート全国一斉情報伝達試験について  
【情報提供】(総務課)
- (4) 神奈川県防災計画【震災対策編】の配布について  
【情報提供】(総務課)
- (5) 地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について  
【情報提供】(福祉保健課)
- (6) 神奈川県・横浜市保健活動推進員会だよりについて  
【情報提供・掲出依頼】(福祉保健課)

- (7) 敬老特別乗車証の I C 化について 【情報提供】(高齢・障害支援課)
- (8) 「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた神奈川区アクションプラン」について 【情報提供】(高齢・障害支援課)
- (9) 令和3年度燃やすごみ量実績(速報値)について  
【情報提供】(地域振興課 資源化推進担当)
- (10) 令和4年度「ヨコハマ3R夢・きれいなまちづくり」神奈川区推進  
功労者の推薦について 【推薦依頼】(地域振興課 資源化推進担当)
- (11) 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について  
【掲出依頼】(地域振興課)
- (12) 令和5年度の自治会町内会館整備補助について  
【情報提供】(地域振興課)
- (13) 神奈川区スポーツ協会総会について 【協力依頼】(地域振興課)

※ (1)・(5)・(7)・(9)・(12) は市連会からの議題です。

#### 《5月定例スケジュール》

- ・ 5月区連定例会の開催について (地域振興課)
  - ◇日 時：令和4年5月18日(水) 13時30分～
  - ◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室
- ・ 5月の配送便(白袋)について (地域振興課)
  - 5月の配送便は5月25日(水)までに送付予定です。

# 議 題

## 1 令和4年執行 第26回参議院議員通常選挙について

協力依頼

日ごろから、選挙の執行に際し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、昨年執行の横浜市長選挙及び衆議院議員総選挙につきましては格別なご協力を賜り、無事に選挙を執行することができました。重ねて御礼申し上げます。

本年7月には任期満了に伴う第26回参議院議員通常選挙が実施されます。

(令和4年7月10日執行**想定**)

つきましては、投票管理者・立会人及び投票所従事者等の推薦等各種依頼につきまして、お忙しい中大変恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 【依頼事項】

#### (1) 投票管理者・投票立会人及び投票所従事者のご推薦について

各投票区当り、投票管理者(1人)・投票立会人(2人)及び投票所従事者(2名程度の名簿照合パソコン操作担当含む7～8人程度)。

#### (2) 期日前投票所の投票立会人のご推薦について (一部連合町内会)

期日前投票所(神奈川区役所、神大寺地区センター)の、各投票所1日あたり2名

#### (3) 選挙啓発ポスター等について

自治会、町内会掲示板への選挙啓発ポスターの掲出

### 【提出期限】

令和4年5月10日(火)

※お忙しい中、期限が短く申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

### 【参考】選挙の種類

・参議院議員通常選挙：(神奈川県選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙)

### 【問合せ先】

総務課 統計選挙係 担当：鈴木・関和 電話：411-7014 FAX：411-7018

## 2 令和4年度共助推進事業について

情報提供

地震など大規模な災害時に、大きな力になるのは地域による共助（助け合い）の取組です。地域で抱える防災上の課題への対応を、区役所の防災担当や、地域の地区担当チームと一緒に検討します。また、防災訓練や活動で必要となる資機材の購入、防災に関する講演会などの活動に対する補助事業を実施します。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

### 【共助推進事業補助金の申請について】

◇申請方法：郵送、または神奈川区役所 本館5階 501 窓口（防災担当）

◇申請期間：令和4年4月1日から令和5年1月31日まで

### 【問合せ先】

総務課 防災担当：立川・加藤 電話：411-7004 FAX：324-5904

## 3 Jアラート全国一斉情報伝達試験について

情報提供

総務省消防庁が地震・津波などの災害時等に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて、訓練情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、全国一斉情報伝達試験を（全4回）行いますので、試験日程をお知らせいたします。

つきましては、参考として4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りします。

### 【問合せ先】

総務課 防災担当：工藤・加藤 電話：411-7004 FAX：324-5904



## 4 神奈川区防災計画【震災対策編】の配布について

情報提供

令和3年5月に修正された「横浜市防災計画【震災対策編】」に合わせ、「神奈川区防災計画【震災対策編】」の修正を行いました。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

総務課 防災担当：工藤・小川 電話：411-7004 FAX：324-5904

## 5 地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について

情報提供

今後ますます進展する超高齢社会において、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムの構築と、近年相談件数が大きく増加している地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため、次の取組を行います。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

◇地域包括支援センターの相談時間の変更（全施設）：令和4年10月～

◇予約がない場合の夜間閉館の施行実施（一部施設）：令和5年4月～

### 【問合せ先】

福祉保健課 担当：岡崎・岸本・糸山 電話：411-7136 FAX：316-7877

## 6 神奈川区・横浜市保健活動推進員会だよりについて

情報提供  
掲出依頼

保健活動推進員会では、さまざまな活動を通じて、区民の健康づくりを推進しています。

このたび、保健活動推進員の活動の周知を目的に会報を発行いたしました。4月の配送便でお送りしますので、以下の通りご対応をお願いいたします。

◇神奈川区保健活動推進員会だより「あるく 号外」

掲示板への掲出をお願いします。

◇横浜市保健活動推進員だより「第44号」

各自治会・町内会長様あてに1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

福祉保健課 担当：中山・数本 電話：411-7138 FAX：316-7877

## 7 敬老特別乗車証のIC化について

情報提供

令和4年10月から、敬老特別乗車証（敬老パス）をプラスチック製の「ICカード」に変更します。4月下旬から対象の方へ御案内をお送りします。

つきましては、参考までに4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

健康福祉局 高齢健康福祉課 担当：藤原・小山田 電話：671-2406 FAX：550-3613

## 8 「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた神奈川県 アクションプラン」について

情報提供

「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた神奈川県アクションプラン」について、神奈川県行動指針（平成29年度策定）の改定に伴い、新たにアクションプラン（令和3年度改定）を策定しました。

プランに沿って、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取組を進めていきます。アクションプランについては、神奈川県のホームページで閲覧ができます。

※連長までの情報提供です。

### 【問合せ先】

高齢・障害支援課 担当：市川 電話：411-7110 FAX：324-3702

## 9 令和3年度燃やすごみ量実績（速報値）について

情報提供

日頃から「ヨコハマ3R夢プラン」の推進に御理解、御協力いただきありがとうございます。令和3年度の燃やすごみ量の速報値が出ましたので報告します。

今年度も引き続き、ごみの分別、3Rの取組に御協力をお願いします。

### 【燃やすごみ量】（R3年4月～R4年3月）

		R3年度	R2年度	差	率
総量(t)	横浜市	547,047	566,582	▲19,535	▲3.4%
	神奈川県	34,213	35,342	▲1,129	▲3.2%
原単位(g) (注)	横浜市	397	413	▲16	▲3.9%
	神奈川県	379	393	▲15	▲3.8%

(注) 原単位とは1人1日あたりのごみ量です。

※連長までの情報提供です。

### 【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当 担当：越尾 電話：411-7091 FAX：323-2502

## 10 令和4年度「ヨコハマ3R夢・きれいなまちづくり」 神奈川区推進功労者の推薦について

推薦依頼

ごみの減量化、3Rの推進、街の美化の推進に功労のあった方々の日頃の活動に感謝の意を表すため、「ヨコハマ3R夢・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者を表彰します。

つきましては、該当する個人又は団体を御推薦いただきますようお願いいたします。  
なお、表彰式は6月の区連会終了後に実施します。

◇推薦期限：令和4年5月18日（水）

◇提出先：地域振興課 資源化推進担当

※連長への推薦依頼です。

### 【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当 担当：越尾・<sup>くつぎわ</sup>沓澤 電話：411-7091 FAX：323-2502

## 11 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最新の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまくらしナビ」5月号について、4月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

### 【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・若林・霜山 電話：671-2584 FAX：664-9533

## 12 令和5年度の自治会町内会館整備補助について

情報提供

令和5年度に横浜市自治会町内会館整備費補助金を活用して会館の新築・増築・耐震補強・修繕（補助対象経費100万円以上の工事）を予定している自治会町内会につきましては、4年度に事前申請が必要となります。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにリーフレットを1部お送りいたしますので、該当する自治会町内会はお早めに地域振興課までご相談ください。

### 【事前申請について】

◇申請期限：令和4年7月7日（木）

◇注意事項：書類調製に時間を要しますので、お早めにご相談ください。

ご相談に来庁される場合は、事前にお電話をお願いします。日程・時間帯を調整させていただきます。

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

## 13 神奈川区スポーツ協会総会について

協力依頼

神奈川区スポーツ協会の総会を次のとおり開催します。

例年、各地区連合町内会長様には参与として、単位自治会町内会長様には賛助会員として、出席のご依頼をしておりますが、新型コロナの影響により令和2・3年度は書面開催となりました。

今年度の総会（5月23日）は、密を避けて実施するため、当日の出席者を役員、理事及び表彰者のみとし、役員・理事以外の会員の皆様には、書面表決とさせていただきます。

後日、配送便にて議案書を送付いたしますので、書面表決書のご提出をお願い申し上げます。結果については、総会終了後、6月の配送便にて送付させていただきます。

### 【書面表決について】

◇対象者：役員・理事以外の会員（単位自治会町内会を含む）

◇議案書発送時期：4月配送便にて

◇提出期限：5月16日（月）必着

### 【問合せ先】

地域振興課 スポーツ担当：壽美・福島 電話：411-7093 FAX：323-2502

# 令和4年度神奈川区 共助推進事業補助金



防災資機材の購入や、外部講師による講演会、  
防災施設見学に係る費用等を補助します！

## ◆補助の内容◆

「町の防災組織」（自治会・町内会等）が実施する防災活動  
や防災資機材等購入にかかる費用のうち、補助の対象となる  
**費用の3分の2(上限250,000円)**

## ◆補助の対象◆

- (1) 防災資機材等の購入費及び作成費
- (2) 外部講師や指導者による講演会等委託費用
- (3) 講演会等で使用する会場施設等の賃借料
- (4) 防災施設の見学時等のマイクロバスの賃借料
- (5) 地域の防災マップ作成費、スタンドパイプ式初期消火器具
- (6) **救護用品、感染症予防対策用品**

令和2年度より  
補助率及び上限金額を引き  
上げました！

令和2年度より  
新たに追加しました！

### 【令和3年度の補助実績】

ガス式発電機、デジタル無線機、リヤカー、ポータブル電源、ハリヤー、  
テント、AED(購入)、簡易トイレ、ヘルメット、感染症対策物品（マスク、  
手指消毒液、体温計等）、バルーン投光器、ソーラーパネル、マイクロバス  
借り上げ、スタンドパイプ など

### 【対象とならないもの】

倉庫や物品を収納することを目的とするもの、食料・水、リース契約費用  
ガソリンや乾電池等の消耗品、など

※補助の対象につきましては、裏面の担当までお気軽にご相談ください。



申込み方法は裏面をご覧ください！

## ◆申請方法◆

郵送または、神奈川県役所本館5階501窓口（防災担当）で受付できます。

### 【申請期間】

令和4年4月1日～令和5年1月31日

※新型コロナウイルスの感染拡大の影響から例年より期限を延長しています。

### 【対象】

町の防災組織（自治会・町内会等）かつ、令和4年度町の防災組織活動費補助金交付申請を行っている団体

## ◆申請の流れ（予定）◆

【申請者】

【区役所】

申請書・見積書の提出  
※令和5年1月31日まで

申請書を審査し、交付決定通知を送付

交付決定通知を確認後、物品等を購入し、同封の実績報告書・領収書等の提出

※必ず交付決定通知を受けてから物品等の購入をしてください！なお、購入については令和5年2月中までに済ませてください。

実績報告書を審査し、補助金額確定通知を送付

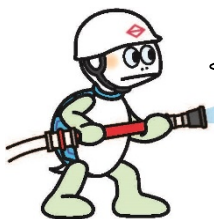
補助金額確定通知を確認後、同封の補助金請求書・訓練報告書の提出

※補助金請求書は速やかにご提出をお願いします。提出がない場合、補助金のお支払いができません。また、訓練報告書は令和5年3月31日までに提出をお願いします。

補助金のお支払い

入金確認

※書類の審査、補助金のお支払いには概ね1か月程度かかります



防災活動に必要な資機材等がある場合は、まずは一度ご相談ください！

## 【お問合せ・申請先】

神奈川県役所総務課（防災担当）  
〒221-0824  
神奈川県広台太田町3-8  
本館5階501窓口  
電話045-411-7004  
FAX045-324-5904

## Jアラート全国一斉情報伝達試験について（お知らせ）

### 1. 防災スピーカーの概要

横浜市では、災害時における情報伝達手段のさらなる充実のため、Jアラートの緊急情報などを放送する「防災スピーカー」を設置しています。

※Jアラートとは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

### 2. 設置箇所

参考資料のとおり

### 3. Jアラートの全国一斉情報伝達試験

総務省消防庁等がJアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、今年度中に4回訓練を実施する予定ですので、防災スピーカーから訓練放送が流れます。

- (1) 令和4年5月18日（水）11時00分
- (2) 令和4年8月10日（水）11時00分
- (3) 令和4年11月16日（水）11時00分
- (4) 令和5年2月15日（水）11時00分

担当：神奈川区総務課

工藤、加藤

TEL：411-7004

FAX：324-5904



## 神奈川区防災スピーカー設置箇所

施設名称	備考
錦台中学校（西寺尾）	設置済
松見消防出張所（松見町）	設置済
神奈川中学校（西大口）	設置済
栗田谷中学校（栗田谷）	設置済
松本中学校（三ツ沢下町）	設置済
南神大寺小学校（神大寺）	設置済
幸ヶ谷小学校（幸ヶ谷）	設置済（校内スピーカーから放送）
神奈川小学校（東神奈川）	設置済（校内スピーカーから放送）
入江川公園（神之木町）	設置済
入江二丁目公園（入江二丁目）	設置済
新子安駅駐輪場付近（子安通）	設置済
旧七島町子供の遊び場（七島町）	設置済
浦島消防出張所（浦島町）	設置済
宝町付近（宝町）	設置済
出田町ふ頭 B 緑地（出田町）	設置済
神奈川区総合庁舎（広台太田町）	設置済
神奈川水再生センター（千若町）	設置済
鶴屋町交差点付近（鶴屋町）	設置済
中央卸売市場本場（山内町）	設置済
白幡小学校（白幡上町）	設置済
神橋小学校（六角橋）	設置済
斎藤分小学校（斎藤分町）	設置済
青木小学校（桐畑）	設置済
三ツ沢小学校（三ツ沢仲町）	設置済
六角橋中学校（六角橋）	設置済

神奈川県自治会・町内会長 各位

神奈川県総務課長 茨 志麻

## 神奈川県防災計画【震災対策編】の配布について

陽春の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から神奈川県の防災につきまして、ご理解ご協力ありがとうございます。

さて、令和3年5月に修正された「横浜市防災計画【震災対策編】」に合わせ、「神奈川県防災計画【震災対策編】」（以下、区防災計画といいます。）の修正を行いました。

つきましては、各自治会町内会長に配布しますので、手持ちの区防災計画の差替えをお願いします。

### 1 区防災計画の概要

区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、神奈川県に地震災害が発生した場合の地域関係者、防災関係機関、区災害対策本部等のそれぞれの役割とその内容を明確にしたものです。

### 2 今回の修正ポイント

令和3年5月に修正された市計画の内容に区計画を合わせることを目的として修正を実施しています。併せて、「読みやすさ」を意識し、情報の補足が必要な点などについて修正しています。

### 3 主な修正点

#### (1) 南海トラフ巨大地震への対応【市計画の内容に合わせた修正】

国が、南海トラフ巨大地震発生の可能性が高まったときに「臨時情報（巨大地震注意報警報）」を発表する運用を開始したことに伴い、発表される情報の内容及び情報発表時における本市の対応を記載しました。

#### (2) 東海地震に関する記載の削除【市計画の内容に合わせた修正】

国が、東海地震のみに着目した情報の発表をしないこととしたため、当該記載を削除しました。

#### (3) 罹災証明書発行に係る役割分担の明確化【区計画独自の修正】

#### (4) その他

防災関係施設の更新や資料編の修正などの時点修正を実施しました。【区計画独自の修正】

担当：総務課庶務係(防災担当)  
工藤、小川(7004)

## 地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について

今後ますます進展する超高齢社会において、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムの構築と、近年相談件数が大きく増加している地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため、地域ケアプラザの夜間利用方法を変更します。

これまで夜間時間帯に勤務していた職員を、この変更により可能な範囲で日中勤務とすることで、高齢者の介護相談・生活相談の充実や、地域の自治会町内会、民生委員・児童委員、医療・福祉施設の皆様との連携強化など、地域支援の充実を図っていきます。

- ①【令和4年10月～】福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)
- ②【令和5年4月～】予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ)

### ① 福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)

令和4年9月まで	→	令和4年10月から
<b>相談時間</b> 月～土：9～21時 日・祝：9～17時 (年末年始及び月1回の施設点検日は休館)  上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、特別養護老人ホームに転送し対応しています。		<b>相談時間</b> 月～土：9～ <u>18時</u> 日・祝：9～17時 (年末年始及び月1回の施設点検日は休館)  上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、 <u>看護師等が対応するコールセンター</u> に転送し、対応します。

### ② 予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ(※1))

令和5年3月まで	→	令和5年4月から
<b>開館時間</b> 月～土：9～21時 日・祝：9～17時 (年末年始及び月1回の施設点検日は休館)  現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、月～土の夜間の利用予約がない場合、18時閉館としている場合があります。	対象施設のみ変更	<b>開館時間</b> 月～土：9～ <u>21時(※2)</u> 日・祝：9～17時 (年末年始及び月1回の施設点検日は休館)  <u>※2 18～21時に施設予約がない場合は18時に閉館(予約のある日は21時まで開館)</u> (18～21時の予約×切は、職員勤務体制を整えるため、利用希望日の前月上旬頃の予定です。詳細は、別途、利用団体等に説明していきます。)

※1 対象施設は、施設の状況等を勘案して、令和4年8月頃決定します。

試行実施において、利用団体の御意見を丁寧に向いながら進め、夜間閉館による効果や課題を整理し、今後の効果的な地域支援と施設運営について検討します。

自治会・町内会長 各位

神奈川区保健活動推進員会事務局

## 神奈川区・横浜市保健活動推進員会だよりについて（依頼）

清和の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、保健活動推進員事業及び区行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
神奈川区保健活動推進員会では、『地域の健康づくり』を主要テーマとして、各地区でウォーキングや健康チェックなどの活動を行っています。

このたび、保健活動推進員の活動紹介や、区民の健康に役立つ情報を提供することを目的に、会報を発行いたしました。神奈川区保健活動推進員会が作成したものと、横浜市保健活動推進員会が作成した2種類の会報がありますので以下の通りご対応をお願い申し上げます。

内容		依頼事項
1	神奈川区保健活動推進員会だより 「あるく 号外」	掲示板への掲出をお願いします
2	横浜市保健活動推進員だより 「第44号」	各自治会・町内会長あて1部 (配付のみ)

### 【問合せ先】

神奈川区保健活動推進員会事務局

(神奈川区役所 福祉保健課 健康づくり係)

担当：中山、数本

電話：045-411-7138、FAX：045-316-7877

# あるく

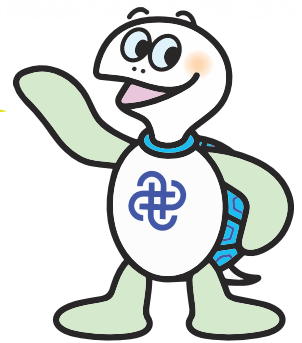


号外 令和4年3月発行

## 各地区で保健活動推進員が活動をしていることをご存知ですか？

保健活動推進員は、各自治会・町内会から推薦され、地域のみなさんが元気に健康づくりができるお手伝いをするために、横浜市長から委嘱を受けて活動しています。

神奈川県では、21地区190人の保健活動推進員が活躍しています。（令和4年3月現在）



## 保健活動推進員はこんな活動をしています！



ウォーキング  
@松見地区

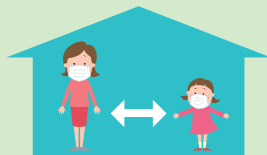


体操講座  
@片倉地区

コロナで活動できない地区も多いですが、感染対策をしながら活動を始めている地区もあります！



口腔講座  
@神奈川地区



こまめに手を洗う マスクをつける 3密を避ける※家庭内でも



引き続き、正しい感染対策を続けていきましょう。





# 保健活動推進員だより

第44号

令和4年2月28日

編集・発行：横浜市保健活動推進委員会（事務局：横浜市健康福祉局保健事業課）

横浜市中区本町6-50-10 TEL.045-671-2454 FAX.045-663-4469

## 会長あいさつ

横浜市保健活動推進委員会  
会長 蟹澤 多美江



横浜市保健活動推進員は70年以上、各地域で健康づくり活動を行っています。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、一時的に中断を余儀なくされました。活動における感染を防止するため、推進員同士が知恵を出し合っ  
て内容を見直し、各区福祉保健センターと協力しながら再開しています。

令和3年度になり新体制での活動が始まりました。今期も感染対策を施し、横浜市の健康づくりのパートナーとして、楽しみながら地域を盛り上げていきましょう。

## 市長あいさつ

横浜市長 山中竹春



保健活動推進員の皆様には、日ごろから地域の健康づくりの推進役として御活躍くださり、誠にありがとうございます。

今年度は保健活動推進員の改選がありました。計3,800人以上の方が保健活動推進員として委嘱され、地域で健康づくりの普及に取り組んでくださっていることを大変心強く思います。

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の見通しは立っていませんが、保健活動推進員の皆様が協力して新たな活動を考え、行動してくださることが、地域の健康づくりを支えています。引き続き、御自身の健康を大切にしながら、地域の健康づくりの推進役としてより一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

## 健康コラム 「朝食」

# 忙しい朝でも、 できるだけ朝食を食べましょう！



人間には、貯蓄できない栄養素があり、効率良く摂取するためには、1日3食とることが効果的です。慢性的に朝食を欠食していると、からだに必要な材料が補えず、調子が整わなくなるかもしれません。朝食を食べると体温が上がり、脳に糖分が補給され、活発に動き出すため、1日の始まりにとって、とても重要です。

朝食をほとんど食べない人は、毎日食べている人に比べて、

**脳出血を起こしやすい**という調査報告があります。

脳出血の最も重要なリスク因子は高血圧です。朝食を欠食すると空腹によるストレスなどから血圧が上昇するため、脳出血と朝食欠食の関連が示されました。

※国立がん研究センターによる「多目的コホート研究」HPより  
<http://epi.ncc.go.jp/jphc>

出展：食育のスタートガイド（横浜市健康福祉局保健事業課）

朝食べる時間がなくても、  
手軽な外食や職場などで  
少しでも口にしてみませんか？





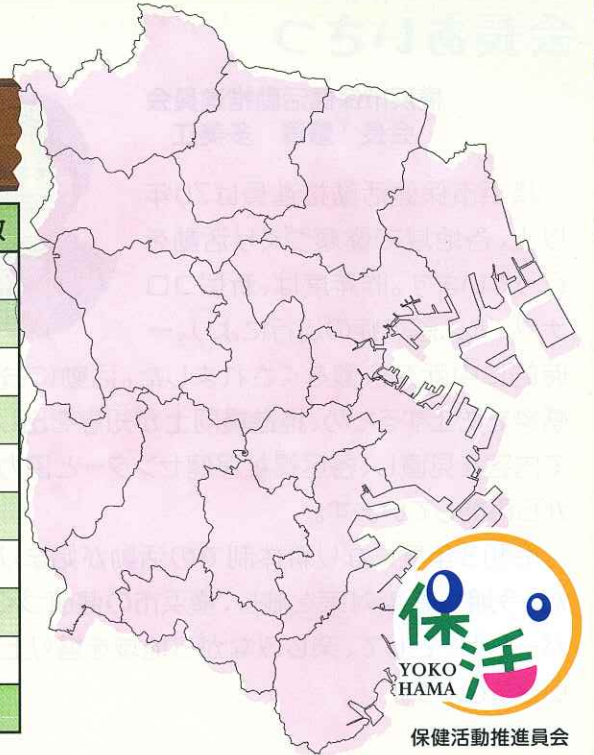
# 地域で保健活動推進員が活躍しています!

自治会町内会からの推薦により市長から委嘱された約4,000人が、区役所と協力しながら地域の健康づくりの推進のために活躍しています。平成30年には発足70周年を迎えました。現在は横浜市民の健康づくり計画「健康横浜21」の地域における推進役として、ウォーキングイベントや体操教室、健康測定会など様々な活動を行っています。その他、各地域で開催されている赤ちゃん教室のお手伝いもしています。

## 保健活動推進員会の状況

(令和3年6月1日現在)

区名	地区数	推進員数	区名	地区数	推進員数
鶴見	18	311	金沢	14	237
神奈川	21	190	港北	13	425
西	7	95	緑	11	202
中	11	113	青葉	16	255
南	16	276	都筑	14	146
港南	15	169	戸塚	18	237
保土ヶ谷	22	225	栄	7	110
旭	19	335	泉	12	192
磯子	9	170	瀬谷	12	166
			合計	255	3,854



保健活動推進員会

## 活動の様子

健康づくりに  
関する研修会



体操教室



特定健診・がん検診の  
普及啓発



受動喫煙防止  
キャンペーン



救急救命講習会



健康チェック  
(健康測定会)



リーフレットの  
作成・配付



ウォーキングイベント



※横浜市保健活動推進員会では感染対策を施したうえで活動を実施しています。

出展：保健活動推進員だより第42号、第43号



＼はじめよう！／

# ウォーキング

桐蔭横浜大学 大学院 スポーツ科学研究科 さくらい ともぶ 桜井 智野風 教授



コロナ禍以降はなかなか出歩けず、運動不足を感じている方も多いのではないのでしょうか。昨年来、国際的な科学論文によって、身体活動量が多い人はCOVID-19の重症化や死亡リスクが低い可能性が数多く報告されています。そこで皆さんにお勧めしたいのが、誰でも気軽に始められ、特別な施設や道具、技術も必要としない**ウォーキング**です。我が国におけるウォーキング人口は1996年と2018年を比べると倍以上増加しています。特にコロナ禍における昨年の調査では10歳代から20歳代の若者で劇的に増加しているというデータがあります。しかし、そもそもウォーキングの効果とはどんなものなのでしょうか。

比較的長時間歩くことで、脂肪がエネルギーとして利用され**体脂肪が減少**し、運動による血液循環の促進により**血圧が低下**します。また、階段や坂道を利用することで筋肉でのエネルギー産生による**血糖値改善**が起こります。

では、どのような方法で行えばよいのでしょうか。

ポイントは3つ。「足の出し方」「歩幅」「腕の振り方」です。

こんなことに  
気をつけて  
歩いてみましょう

1. **足の出し方** 太腿の筋肉を使って、足を真っすぐ出す。
2. **歩幅** 股関節を意識して、2足長分の歩幅をキープする。
3. **腕の振り方** 肩甲骨を意識しながら、腕を“後ろ”に振る。

次にウォーキングを長続きさせるためにはどうしたらよいのでしょうか。これは**ウォーキングのデータを記録すること**です。スマートウォッチやスマートフォンアプリを使えば心拍数や移動距離などが可視化され、やる気の継続・向上につながります。

短い距離でも構わないので、まずは歩くことから始めましょう。





# 研修報告

桐蔭横浜大学大学院の桜井 智野風 先生にお越しいただき、ウォーキングを通じた健康づくりについて、御講演いただきました。保健活動推進員会の活動の中でもウォーキングは代表的な活動です。

研修で学んだことを地域で実践し、健康づくりの普及に繋がっていきます。

LET'S GO



## 各種表彰報告 (令和3年度)

保健活動推進員としての活躍に対し、次の方々が各種の表彰を受けました。  
(敬称略 五十音順)

### 神奈川県保健衛生表彰知事表彰 (1名)

- 久保 進 (保土ヶ谷区会長)

### 横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰 (20名)

- 麻生 悦子 (泉区 いちょう団地地区推進員)
- 井田 尚子 (青葉区 荏田西地区会長)
- 大出 悦子 (神奈川区 神奈川地区推進員)
- 笠原 喜七重 (青葉区副会長)
- 久住 広子 (旭区 左近山地区推進員)
- 高松 礼子 (金沢区副会長)
- 中山 眞里子 (戸塚区 上倉田地区会長)
- 濱田 千春 (港北区 新吉田あすなる地区会長)
- 安田 勝也 (保土ヶ谷区川島東部地区会長)
- 阿部 真理 (都筑区 池辺地区副会長)
- 井上 康子 (中区 埋地地区会長)
- 岡本 けい子 (泉区副会長)
- 金子 美登里 (緑区 新治西部地区推進員)
- 鈴木 恵子 (港南区 笹下地区会長)
- 武田 八重子 (南区 お三の宮地区会長)
- 杉山 清美 (瀬谷区 南瀬谷地区推進員)
- 林 浩太 (磯子区 屏風ヶ浦地区会長)
- 結城 きょう子 (鶴見区副会長) 他2名

おめでとうございます!

### 横浜市保健活動推進員永年勤続表彰 (274名)

- 10年表彰：226名、 ● 20年表彰：48名

編集  
後記

今年は、桐蔭横浜大学大学院の桜井先生に、ウォーキングに関するコラムを御寄稿いただきました。ウォーキングは特にコロナ禍でも密を避けて取り組みやすい運動です。私も無理のない範囲の運動を心がけ、これからも元気に活動していきたいと思えます。  
(渡辺・石井)

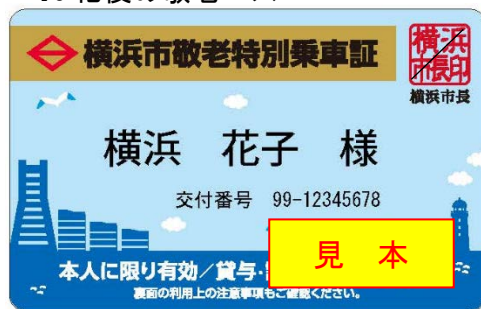


## 敬老特別乗車証（敬老パス）の I C 化について

- 横浜市では令和 4 年 10 月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「I C カード」に変更します。  
※令和 4 年 10 月から、敬老パスの利用には、I C カードが必要になります。
- 現在有効な敬老パスを所持している方へ、令和 4 年 4 月下旬頃、I C 化に係る案内文を郵送します。

### 1 I C カードの利用イメージ

IC 化後の敬老パス



乗合バス乗車イメージ



バス等に新たに設置する専用読取機に、敬老パス（I C カード）をタッチして利用します。

### 2 I C カード化の目的

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためには I C 化が有効とされました。

これを踏まえ、敬老パスを I C カード化します。

（次頁あり）

### 3 利用実績の取得

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、I Cカードの敬老パス利用時には『利用情報※』を本市が取得します。

※『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所（バス停等）の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないように加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

### 4 I C化に係るご案内について

2月末時点で敬老パスをお持ちの方（約39万人）へ、4月下旬頃から、別紙の案内文をお送りします。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月下旬～	案内文の発送、コールセンター設置
5月	広報よこはま5月号（I C化のご案内）
7月	I Cカード発送開始 I Cカードのテスト利用期間開始
10月	I Cカード化 (敬老パスの利用にはI Cカードが必要になります。)

### 6 お問い合わせ先

専用のコールセンターを4月下旬から設置します。敬老パスについてご不明な点がございましたら、別紙の案内文に記載のコールセンターまでお問い合わせください。

担当  
健康福祉局高齢健康福祉課  
藤原、小山田  
電話：671-2406

横浜市敬老特別乗車証

# 敬老パス IC カード化についてのお知らせ

(このご案内は、令和4年2月末時点で敬老パスをお持ちの方へお送りしています。)

横浜市では令和4年10月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「ICカード」に変更します。

令和4年10月から、敬老パスの利用には、ICカードが必要になります。

## ◆ ICカード化によって変わること

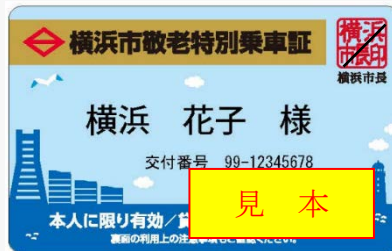
現在

紙製のカード



バス乗務員や駅係員に敬老パス(紙製)を提示して利用

ICカード化後



専用のプラスチック製カード



専用読取機<sup>(※)</sup>に敬老パス(ICカード)をタッチして利用

※専用読取機はバス等に新たに設置します

※ICカード化による敬老パスの負担金額の変更はありません。

## ◆ ICカード化の目的について

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはIC化が有効とされました。これを踏まえ、敬老パスをICカード化します。

【参考】横浜市ホームページ「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方の検討について」



裏面も必ずご確認ください

## ICカードは令和4年7月から9月にかけて 順次発送します。

令和4年2月末時点で敬老パスをお持ちの方へICカードを発送します。  
令和4年10月から、敬老パスの利用には、ICカードが必要になります。

- ICカードは、『利用情報』の取得※について同意の上、利用してください。  
(同意についてのお手続きは必要ありません。)
- 『利用情報』の取得に同意いただけない場合(ICカードを利用しない場合)は、ICカードはお送りしません。必要なお手続きをご案内しますので、  
下記「横浜市敬老パス問合せダイヤル」に令和4年5月25日までに連絡してください。

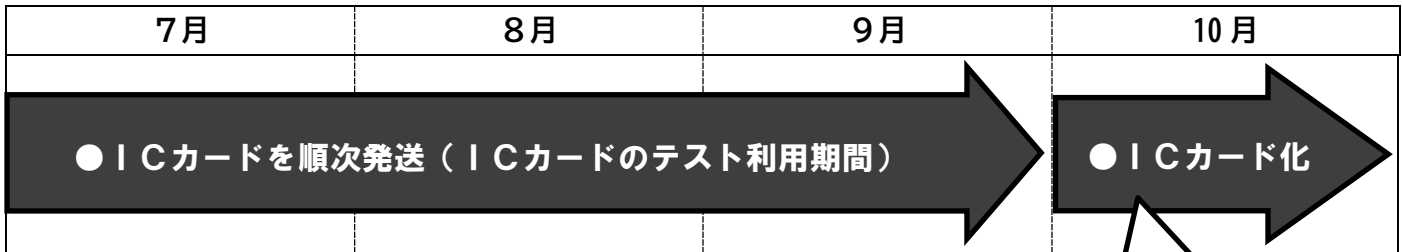
### ※『利用情報』の取得について

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、ICカードの敬老パス利用時には『利用情報\*』を本市が取得します。

本市が敬老パスの利用情報を取得することについて同意することで、ICカードの敬老パスがご利用になれます。

\*『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所(バス停等)の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないように加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

### スケジュール



- ICカードが届くまでは、紙製のカードを利用してください。
- ICカードが届いたら、ICカードを利用してください。
  - ・専用読取機にICカードをタッチして利用
  - ・専用読取機が未設置の場合は、バス乗務員や駅係員にICカードを提示して利用

紙製のカードは  
使えません

※ 10月1日以降のご本人負担額等のお知らせは別途お送りします。

令和4年4月25日  
開設予定

横浜市敬老パス問合せダイヤル

電話：045-394-3105

FAX：045-620-7935

受付時間：8時から19時まで(土日・祝日も受け付けています。)

## ちょっと待って! そのネット注文“定期購入”かも

「お試し」「初回限定〇%オフ」「解約可能」と  
お得感を強調したネット注文は、『注文確定』  
前に必ず以下の点を確認してください。

- 1回限りの購入ですか？
- 2回目からはいくらですか？
- 解約の方法は？



トラブル回避のため、最終確認画面のスクリーン  
ショットを残しておきましょう。

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索

## 自治会町内会館整備について

### 1 令和 5 年度の会館整備予定の申し出について

令和 5 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、**令和 5 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくこととなります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）**

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

また、令和 5 年度事前申出分より制度が一部変更になりましたので、裏面の「制度の主な変更点」を必ずご確認ください。詳細につきましては、各区地域振興課で配付している「自治会町内会館整備費補助の手引き【補助制度説明編】」をご覧ください。

#### （1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 4 年 7 月頃の予定です。  
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。  
（内容を審査した上で、令和 4 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 5 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 5 年 3 月末頃の予定です。

#### （2）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

### (3) 制度の主な変更点（令和5年度事前申し出分より適用）※下線部変更点

これまで、耐震補強工事と修繕を合わせて「改修」としていましたが、種類ごとの補助上限額としました。

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
<b>耐震補強工事</b>	2分の1	<b>300万円</b>	<b>耐震診断（※）に基づいて行う工事</b> <b>（※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断</b>
修繕	2分の1	200万円	<b>既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない）</b> ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

<参考>算出方法の考え方

例① 耐震補強工事費 1,000万円 → **補助額 300万円**

例② 耐震補強工事費 700万円 → 補助額 300万円  
修繕工事費 400万円 → 補助額 200万円 } **補助額合計 500万円**

※耐震補強工事（補助上限額300万円）と修繕（補助上限額200万円）の補助を同時に受けることができます。

## 2 令和4年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 47件（新築6件、増築・改修3件、修繕38件）

事業予算額 145,610千円（事前申請分：140,610千円、緊急対応分：5,000千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

担当：横浜市市民局地域活動推進課

電話 671-2317 FAX 664-0734



# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和4年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

令和4年度の事前の申出分より、一部変更した補助制度が適用されます。変更内容の詳細は区役所地域振興課にお問合せください。

## ◆ 補助制度について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している(事業者は建設業の許可が必要です。(※2))
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事(機器及び器具の購入のみは含まない) ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び200万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。  
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**  
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

### 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、

融資額の単位は10万円で、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

- (1) 他の金融機関からの借換えを目的とするもの
- (2) すでにこの制度で融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



# 住まいのニューノーマル 高断熱な暮らし方

高断熱を  
知ってトクする

きちんと断熱された建物には、

他にもこんなメリットが！

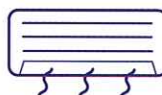
みんなで快適に。 静かな空間に。



夏は涼しく  
冬は暖かい



健康増進に  
効果あり



エアコンの  
効きが良い



窓の結露が  
少なくなる

高断熱で、毎日がもっと快適に。

横浜市令和4年度支援事業

集会所

エコリノベーション

最大40万円  
の補助

自治会や管理組合  
所有の集会所  
を対象

どうして良い断熱は  
快適なの？

詳しくはQRコードから



エコリノベーション  
について、詳しくは  
裏面かQRコードから



OPEN YOKOHAMA

企画・事業主体  
横浜市 建築局 住宅政策課



# 冬は暖かく、夏は涼しい集会所に変えてみませんか？

## 集会所エコリノベーションの概要

対象建物	自治会町内会館および共同住宅の集会所
対象工事	①新築時の開口部（窓・ドア）への断熱性能の高い製品の導入 ②既存の開口部の断熱改修や床・外壁・屋根の断熱改修 等
補助要件 及び 補助金額	①新築の集会所の居室1室以上の全窓への断熱性能の高い製品の導入 ②既存の集会所の居室1室以上の全窓の断熱改修工事 工事毎の補助単価の合計額 かつ <b>上限金額 40万円</b> ※下記の普及啓発活動に御協力いただきます。 ・サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影への協力 ・横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供等

### 工事毎の補助単価（例）



#### 必須工事

新築の高断熱窓の導入  
既存の窓の断熱改修  
(外窓交換・内窓設置等)  
**最大 5万円 / 箇所**



床・外壁・屋根の断熱改修  
※改修の場合のみ対象  
**最大 1,000円 / ㎡**

※補助金申請の詳細はホームページでご確認ください。

## 利用手続きの流れ

### 交付申請書の提出

工事内容が補助要件に該当しているかご確認のうえ申請ください。申請書類はホームページをご参照ください。



事前に横浜市住宅供給公社にご相談ください。補助要件を満たしているか、申請書類に不備がないか確認します。

### 交付決定通知・工事契約及び工事着手

申請書類を受理してから4週間程度審査に時間を頂き、交付決定通知が発行されます。



工事着手は、交付決定通知の後に行う必要があります。  
なお、既に工事契約済の場合は手戻りを防止するために、交付決定通知の後に変更契約を行っていただきます。

### 工事を実施

### 工事完了報告

工事完了後に速やかに工事完了報告書をご提出ください。



令和5年2月24日までに、報告を行う必要があります。





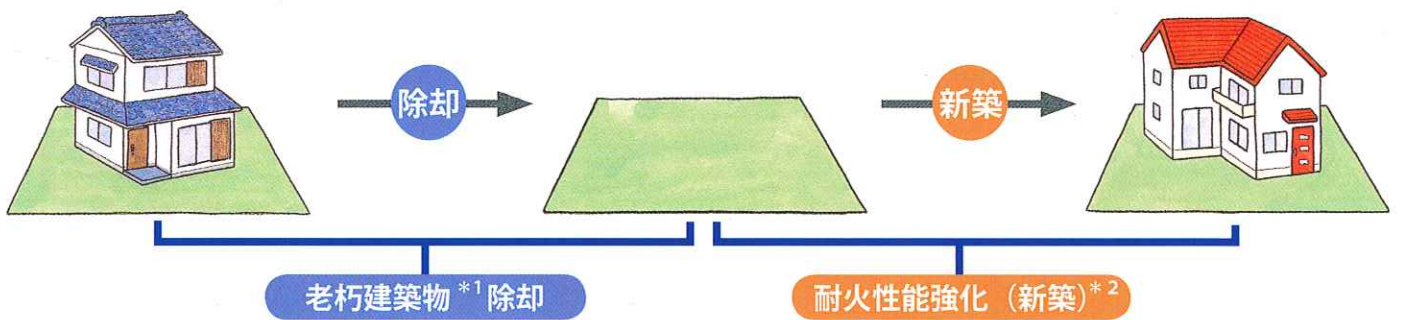
# 建築物不燃化推進事業補助

補助対象地区において、

合計最大**300万円**まで補助します。

## 補助の内容

老朽建築物の除却費や建築物の「耐火性能強化」の工事費に対し、合計最大300万円を補助します。



- \*1 老朽建築物 ⇒ 昭和56年5月31日以前の建築物又は耐用年数（木造22年・鉄骨造34年・鉄筋コンクリート造47年）を経過した建築物（横浜市木造住宅耐震改修促進事業により耐震改修工事を実施したものを除きます。）
- \*2 耐火性能強化 ⇒ 建築基準法で規定する耐火建築物、準耐火建築物などの耐火性能の高い建築物を建築する工事（新築工事に限る。改修工事は対象外となります。）

## 補助の対象

補助種別		老朽建築物除却	耐火性能強化（新築）*3
補助率	重点対策地域（不燃化推進地域）	4分の3	4分の3
	上記以外の補助対象地区	3分の2	3分の2
補助上限額		150万円*4	150万円*4
合計 最大300万円			
主な補助要件		① 市内事業者への発注 ② 個人、自治会町内会、中小企業者*5の所有 ③ 市税の滞納がないこと	① 市内事業者への発注 （重点対策地域（不燃化推進地域）は除く） ② 個人、自治会町内会、中小企業者*5の所有 ③ 市税の滞納がないこと

- \*3 建築基準関係規定により耐火性能強化が義務づけられるもの（例：準防火地域における木造3階建の戸建住宅の新築など）や地震火災対策方針に基づく地震火災対策重点路線区域内の建築物の部分を除きます。
- \*4 延べ面積による上限金額があります。
- \*5 宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的として除却・新築するものを除きます。

補助対象地区は裏面を参照ください。





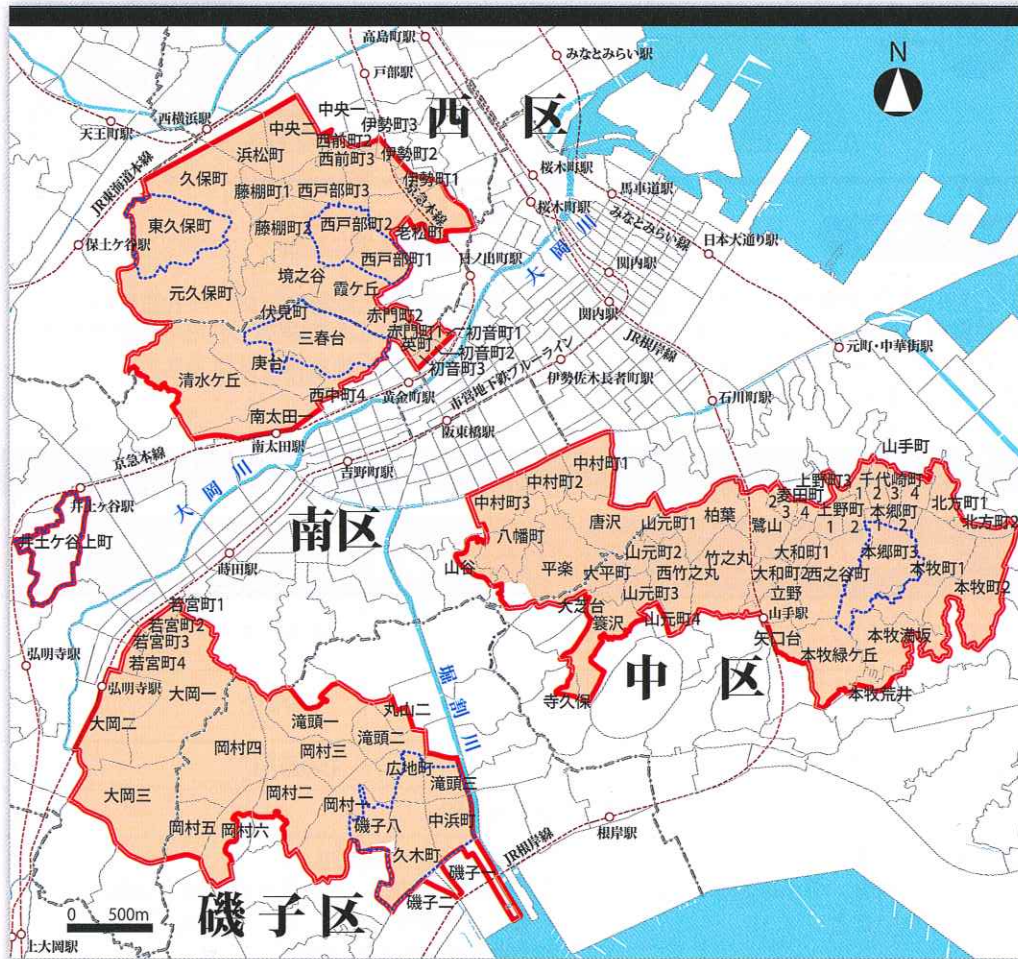
## 補助対象地区

下記の地区は、概ねの位置を示したものです。詳細については、お問い合わせください。



### 凡例

- 補助対象地区
- 重点対策地域（不燃化推進地域）
- 地域まちづくりプラン認定地域等



**発行**  
**横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課**  
 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎29階  
 電話：045-671-3595 F A X：045-663-5225

より詳しい内容は、横浜市のホームページをご覧ください。

横浜市 まちの不燃化

検索

令和2年4月発行





令和4年4月18日

神奈川区スポーツ協会  
賛助会員各位

神奈川区スポーツ協会  
会長 志村 昌佐

### 令和4年度神奈川区スポーツ協会総会の開催について（依頼）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から当協会事業の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記総会を次のとおり開催いたします。今年度の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会場の密を避けるため、当日の出席者を役員、理事及び表彰者のみとし、役員及び理事以外の会員の皆様におかれましては、書面にて開催させていただきます。

つきましては、4月配送便にて送付される総会議案書をご確認いただき、「書面表決書」に御記入のうえ、郵送、FAX 又はE-mailによりご回答願います。

なお、結果につきましては、総会終了後に改めて御報告いたします。

本来であれば、会員の皆様全員にお集まりいただき開催するべきなのですが、安全面を考慮しこのような開催方法とすることにいたしました。御理解と御協力をお願い申し上げます。

#### 総会議題

- (1) 令和3年度 事業報告について
- (2) 令和3年度 一般会計・特別会計決算及び会計監査報告について
- (3) 令和4年度 事業計画（案）について
- (4) 令和4年度 一般会計・特別会計予算（案）について

#### 報告事項

令和3年度横浜スポーツ普及功労賞表彰者

堀江 優 様	(神奈川区スポーツ推進委員連絡協議会)
森 松江 様	(神奈川区バレーボール協会)
櫻川 純平 様	(神奈川区バスケットボール協会)

#### 書面表決書の提出期限

令和4年5月16日（月）

神奈川区スポーツ協会事務局  
〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8  
神奈川区役所地域振興課 担当：壽美、福島  
TEL 411-7093 / FAX 323-2502  
E-mail : kg-supokyo@city.yokohama.jp